

○厚生労働省告示第百五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表又は7の(1)の表のAバメクチンの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、らっかせい、その他の豆類、たまねぎ、にんにく、その他の果実、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に限る。））、シアナジンの項中第2欄に掲げる食品（米、ライ麦、そば、その他の穀類、たまねぎ、ねぎ及びミネラルウォーター類を除く。）、ジノテフランの項中第2欄に掲げる食品（アーティチョーク、みつば及びその他のなす科野菜に限る。）、ジフェノコナゾールの項中第2欄に掲げる食品（ライ麦、とうもろこし、そば、らっかせい及びびわに限る。）、チアムリンの項中第2欄に掲げる食品（豚の筋肉、豚の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の肝臓及びその他の家きんの肝臓を除く。）、ホルペットの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、ばれいしょ、レタス、トマト、きゅうり、りんご、ぶどう、ホップ及び干しぶどうを除く。）、マンジプロパミドの項中第2欄に掲げる食品（すいか、メロン類果実及びまくわうりに限る。）、メタフルミゾンの項中第2欄に掲げる食品（だいこん類の葉に限る。）及びメピコートクロリドの項中第2欄に掲げる食品（小麦、大麦、ライ麦、その他の穀類、ぶどう、綿実、なたね、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他

の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の卵及びその他の家きんの卵を除く。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、プロファムに係る試験法については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信